

最重点事項 (1) 学生の安全・健康 (2) 学業遅滞の回避

目標（目的）

1. 学生寮内にウイルスを持ち込まない
2. 万一学生から感染者や濃厚接触者が出ても、影響（対策範囲）を最小限に抑える

A. 健康管理

- (ア) 規則正しい生活
- (イ) 毎朝体温を測定して、その日の体調と共に Moodle に入力する（午前4時以降、遅くとも午前中に）
- (ウ) その他、24時間の健康管理を行う。体調に異変を感じたら、他者と接触する行動はすぐに中断し、自室内で過ごす。
- (エ) 体調が不良（発熱や自覚症状など）の場合には直ちに保健センター（電話【平日の午前8時30分～午後5時15分】：0285-58-★★★★★、メール【平日の午前8時30分～午後5時15分以外および休日】：★★★★★@gmail.com）へ連絡し、指示に従う。Moodle への入力だけで終わらせないこと。
- (オ) 体調などにより講義や実習などの参加などで迷った時には、保健センターに相談する。
- (カ) 手指衛生の徹底。不特定多数の者が触れる部位への接触前後には手指消毒または手指洗浄（手のひら・甲だけでなく、手首まで。可能であれば石けんを使って）を行う。不必要にものに触れない。できるだけ顔、目、鼻、口を触らない。
- (キ) 常時マスクを着用する（例外：自室内、入浴時、食事の際）。マスク越しでも大声ではしゃべらない。マスクを付けていないときは会話は厳禁。マスク着用時でも長時間の近距離での会話は避ける。

B. 学外での行動（当面の間）

- (ア) 海外旅行は禁止
- (イ) 旅行は国内外を問わず禁止。ただし、どうしても県外への移動が必要な場合には事前に寮生活サポートセンターに相談すること。BSLなどカリキュラム上の講義・実習の場合には教務委員会及び科目責任者の指示に従えば事前の相談は不要。外出も日常生活必需品の購入など、必要不可欠なこと以外は避ける。
- (ウ) 外食は外食指針に従う。大学本館地下の職員食堂、およびJプラザ内の食堂は利用不可。
- (エ) アルバイトについて：飲食店・コンビニなどの小売店・カラオケ店（カラオケボックス）・飲み屋など不特定多数が集まる場所でのアルバイトは不可。Jープラザ内のスターバックス、飲食店なども附属病院立ち入り禁止の原則により不可。
- (エ-2) 家庭教師は感染対策を十分に講じることを条件に可。条件は学生自治会コロナ対策委員による実施可能要件とする。
- (オ) 自動車学校については、感染防止の措置が充分に採られていれば可とする。
- (カ) カラオケ店（カラオケボックス）、麻雀荘、パチンコ店などの興行所への立ち入り禁止
- (キ) 利用客が利用に当たってマスクを外す機会がある店（例えば一部の理美容店など）への立ち入り禁止（入って気づいたらすぐに出ること）
- (ク) 公共の交通機関の利用は極力避ける。利用する場合も、できるだけ客の少ない車両などを選び、他の客などとの距離を保つ。
- (ケ) マスクの着用（布製マスクでも可、基本的には寮の自分の個室以外では常時着用する）。ウォーキングやジョギングの際には着用は求めないが、マスクは所持し、会話が必要な場合には着用する。ただし、大学の体育の講義の際には教員の指示に従う。
- (コ) 自宅以外の個人住宅への立ち入り禁止。

C. 学内での行動（寮内を除く）

- (ア) 附属病院内は次の例外を除き立ち入り禁止

- 例外：(a) BSL を含むカリキュラム上の実習
(b) 患者としての受診
(c) Jープラザ内のファミリーマート、ティクアウトの購入（Jープラザ内の他の施設内「スタバや飲食店など」では飲食禁止）
(d) 銀行、郵便局、ATM
(e) 大学書房
- (b) の患者として受診する場合には病院南側の外来患者入り口（玄関）を利用し、必要な手続き（検温など）を受けること。本館北口など他の入り口からは入らない。
 - (c) と (d) は可能であれば学外の同様の施設（例えば郵便局は自治医大駅前の郵便局、ATMはかましん内のものや駅前の銀行内のもの、など）を利用する。
 - 大学書房を利用する場合には、本館の東側または西側のスロープを下って地下に行き、地下入口から入る。出る場合も同様の経路を使う。
 - 必ずマスクと大学指定の名札を着用する。
 - 私語厳禁

- (イ) 大学本館、教育研究棟、記念棟、研修センター（図書館を含む）、学友会館内ではマスクと大学指定の名札の常時着用
- (ウ) ATLAS ARENA、プール、サークルハウス、グラウンド、テニスコートは別途指示するので、それに従う。
- (エ) 学友会館内の食堂では、食事の場合を除いてマスクを着用し、私語厳禁。同一グループは各人で異なるテーブルを使用する。会話は学友会館を出てから、屋外で行うこと。
- (オ) 学生寮と大学の間の行き帰りや大学の建物内（講義室、階段、廊下、エレベータ内など）では必要以上に固まらずに分散する。

D. 学生寮内での行動

- (ア) 寮内に入る際には入口で手指の消毒
- (イ) 寮内ではマスクと大学指定の名札の常時着用 例外：自室内、浴室内
- (ウ) 医学部教員・大学職員以外の者の立ち入り禁止（看護学部学生の寮内立ち入りは認めない）【例外：郵便局配達員、宅配業者配達員、東京電力の検針員】
- (エ) 玄関と西口の開扉は午前6時30分から午後11時までだが、玄関はその前後1時間ずつは学生証での出入可。玄関は午前0時から午前5時半まで閉鎖する（学生証でも開錠しない）。なお、実習などで遅くならないよう、学生寮生活サポートセンターから各科目責任者へ配慮を教務委員会を通じて要請してある。
- (オ) 他の学生の個室内への立ち入り禁止
- (カ) 個室内の整理整頓（万一感染した際の必要に応じた清掃や消毒ができるように）
- (キ) 小ラウンジ
 - (a) 体調不良の場合には使用しない。
 - (b) 小ラウンジの扉は常時全開にしておく。窓も使用中は、雨が降り込まない限り、開けておく。ただし、夏場に虫が入ってくる場合には、換気を頻回に行うことを条件として閉めて使用することも可とする。
 - (c) 小ラウンジ内での飲食を認めるが、終了後の後片付けはきちんと行うこと
 - (d) 小ラウンジのごみ箱のごみは使用後に適切に処理する。
 - (e) 使用後はテーブルの上を紙（消毒液付き）で清掃する。
- (ク) 浴室・入浴
 - (a) 体調不良者は入浴しない。
 - (b) シャワー室も含めて、使用できる脱衣棚が空いている場合のみ使用する（脱衣棚がすべて使われている場合には、改めて出直す）
 - (c) シャワー室は午前5時30分～午前9時、および清掃作業終了【午前中には終了する】後から深夜3時30分まで使用可（午前9時から清掃作業終了までと、ボイラーの点検作業が入る午前3時30分から午前5時30分は使用禁止）
 - (d) 脱衣場の入り口で学生証をIC読み取り装置にかざして入退出の時刻などの記録を行う（入浴、シャワー使用共に）。
 - (e) 使用している学生の数が少ない方の浴室を利用する。
 - (f) 浴槽や洗面台はできるだけ他の学生から離れた場所（台）を使用する。
 - (g) 脱衣場、シャワー室、浴室内での会話禁止
- (ケ) 大ラウンジ
 - テーブルや椅子は移動せずに使用する。「使用禁止」の表示がある椅子は使用しない。飲食をする場合には会話はしない。会話をする場合にはマスクを着用する。
- (コ) 自習室
 - 使用中は入口の扉は全開にしておく。雨が降り込まない限り窓を開ける。使用後はテーブルの上を紙（消毒液付き）で清掃する。ただし、夏場に虫が入ってくる場合には、換気を頻回に行うこととして閉めて使用することも可とする。
- (サ) 6年生用勉強会室
 - 使用中は入口の扉は開放しておく。雨が降り込まない限り窓を開ける。体調不良者は利用しない。
- (シ) エレベータ内 私語厳禁
- (ス) 和室、集会室は扉を全開にして使用し、雨が降り込まない限り窓を開けて使用する。大ラウンジで行うことには不都合がある場合にのみ、使用を認める。使用申請書には大ラウンジで行うことのできない理由を明記すること。和室、集会室は15人までとする（ただし、県人会に限り15人を超える場合は可）。飲食は禁止（水分補給のみ可）。
- (セ) 音楽室は、学生自治会コロナ対策委員会への使用申請に基づき使用する。
- (ソ) 食事 小ラウンジで他者と共に食事を摂る場合には声は出さずに、終了後は速やかにマスクを着用する（寮の自室内で1人で摂る場合を除く）。
- (タ) 部活などのミーティングは、医学部学生・指導教員限定で、大ラウンジで行う（看護学部の学生やその他の外者の参加【寮内立ち入り】は認めない）。
- (チ) その他、管理人、大学職員・教員の指示には従うこと
- (ツ) 迷ったことがあれば自らで判断せずに、学生寮生活サポートセンター教員、学生課、保健センターなど必要な組織・部署に遠慮なく相談すること。

以上